

令和4年 田子町農業委員会 第1回総会議事録

1. 開会 令和4年1月12日(水) 午後6時00分
2. 閉会 令和4年1月12日(水) 午後7時00分
3. 場所 田子町役場 第1会議室
4. 提出案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議案第1号
農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 日程第4 議案第2号
農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 日程第5 議案第3号
贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について
 - 日程第6 その他
5. 出席委員 (8名)
 - 1番 森崎 敏 2番 西野榮一 3番 山市礼子 4番 畠山嘉昭
 - 5番 上平満広 8番 細谷一夫 9番 白板文雄 10番 大坊和民

欠席委員 6番 鳴滝笑美子 7番 木崎正夫(欠員 0)
6. 会議署名委員
 - 4番 畠山嘉昭 5番 上平満広
7. 職務のため出席した者
事務局長 三田 浩 総括主幹 中村陽一 主事 堀川 滯

事務局長 会議に先立ちまして、本日の委員状況についてご報告します。欠席は、森崎委員と木崎委員となっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。

それでは農業委員会憲章を唱和いたします。

唱和のリードは、1番 森崎委員にお願いします。

議長 会長よりあいさつをお願いします。

(あいさつ)

議長 ただ今から令和4年田子町農業委員会第1回総会を開会いたします。

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」を議題と致します。

会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、指名致します。

4番 畠山委員 5番 上平委員にお願い致します。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題と致します。

本日1日と決定したいと思います。お諮りいたします。ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 全員異議がないようですので、異議ないものと認め、本日1日と致します。

事務局長 それでは資料の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

事務局長より説明願います。

番号1番、土地の所在は、大字相米字天間屋敷1筆で現況地目は畑です。

面積は1,751㎡です。

申請者は、資料のとおりです。

現地については、2ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は売買となります。【110万円】

以上で説明を終わります。

議長 それでは番号1番の現地調査の結果について、事務局から報告願います。

堀川主事 現地調査報告いたします。
1月5日に、会長、田川委員の3人で現地を見てきました。
場所は、資料3ページをご覧ください。
譲受人の話では、そばを栽培するということで問題は無いと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、審議願います。

議長 質問・意見等ございませんか
それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 全員異議ないようですので、原案のとおり決定致します。

議長 日程第5、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」に入ります。
事務局長より説明願います。

事務局長 それでは資料の4ページになります。
議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第15条第1項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので県知事に送付するため意見を求めるものであります。

番号1番 土地の所在は、大字田子字七日市、1筆で台帳地目は畑です。
面積は2,000㎡です。農振区分は白地になります。

申請者は資料のとおりです。

現地については、5ページの航空写真をご覧ください。

転用目的は転用目的は、車庫、洗車場、倉庫、従業員休憩所の設置です。

贈与になります。

農地区分は、1種農地で判断しており、許可基準は申請地西側の集落と接続しているとして、1種農地を転用する際の許可の例外が該当すると判断しております。

本案件は違反転用の案件になるため、顛末書を添付して県に提出致します。申請地の周りの農地からの同意書を頂いております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは番号1番の現地調査の結果について、新井田推進委員から報告願います。

新井田
推進委員 現地調査報告いたします。
1月5日に、会長、西野委員、事務局の4人で現地を見てきました。
場所は、資料6ページをご覧ください。
譲受人の話では、車庫、洗車場、倉庫、従業員休憩所の設置ということで問題は無いと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、審議願います。
質問・意見等ございませんか

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 全員異議ないようですので、原案のとおり決定致します。

議長 日程第6、議案第3号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について」に入ります。
事務局長より説明願います。

事務局長 それでは資料の7ページになります。
議案第3号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について」であります。

贈与税・不動産取得税の納税猶予の継続届出に係る証明について、贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予の特例を受けている受贈者が、租税特別法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の規定の摘要を受ける農地などに係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。なお、承認願が遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものと致します。

これは、贈与税の納税猶予と不動産取得税徴収猶予の特例を受けている受贈者は、3年ごとに猶予継続届出を提出することとなっていますので、そのための証明となります。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、審議願います。
質問・意見等ございませんか

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 全員異議ないようですので、原案のとおり決定致します。

議長 日程第7 「その他」に入ります。
事務局長より説明願います。

事務局長 諸般の報告をします。
12月総会以降の事業などについて報告します。

1月5日 審議に係る現地調査を行いました。
1月6日 総会案件に係る企画会議を開催しました。
1月7日 農家座談会（来満地区）

1月総会以降の予定は

1月14日(金) 農家座談会(原地区)
1月18日(火) 農家座談会(田子地区)
1月21日(金) 農家座談会(相米地区)
1月23日(日) 農家座談会(石亀地区)
1月24日(金) 申請書の締め切り
1月27日(月) 総会告示
1月28日(金) 農家座談会(清水頭地区)

2月 1日(火) 現地調査
2月 4日(金) 企画会議 18:00～
2月10日(木) 第2回総会
18:00～ 役場第一会議室
後日、文書によりご連絡いたします。

議長 以上で説明を終わります

議長 それでは、ここまでで、ご質問はありますか。

委員 なし

議長 無いようですので、以上をもちまして令和4年田子町農業委員会第1回総会を閉会致します。

議事録署名者

議事録署名者
